

大阪 あーかいぶず

昭和六十三年一月
第三号
大阪府公文書館発行

文化資産と公文書保存

片岡 重治郎

「子供の時分、小波（巖谷小波）児童作家）のお伽噺を読みに通った建物がそのまま残っていた。涙を覚えました。大阪の友がリストを調べてくれたので、欠本をお届けします。」
「四、五日前も深夜貴館の前を彷徨しました。中之島の辺りにはまだ昔のゆめが少しばかり残っているようです。」



本館閲覧室

これは、私が中之島図書館に勤務しておりました時分、郷土出身の劇作家で、このたび文化功労者として顕彰をうけられた北條秀司氏から頂戴したお葉書の文面です。氏が少年の頃、中之島図書館に通って読書された思い出とともに、郷土の図書館の充実にと、送って下さった著書の十数冊の書籍は、私に郷土愛と文化資産の大切さをしみじみと教えてくれました。

わが公文書館に保管している公文書は、主として大阪府が開府以来の毎日の公務遂行のうえで、私達の諸先輩が作成し受領しあるいは保管して来た文書や資料です。その多くは今日、大阪府にとってはもちろんのことわが国にとって歴史的文化的価値を有する貴重な記録でいわば歴史文書です。

私達はこれらの歴史文書である公文書を大切に保管し、これを後世に伝えて誰でも利用しやすいように整理し、その求めに応じていつでも提供できるように組織的に管理しておかなければなりません。従ってそれぞれの公務において日常、公文書の作成や受領に当たっ

目次

文化資産と公文書保存 片岡重治郎	1
公文書館の願い 岡田大治	2
公文書館法制定される	3
「大阪府公報」百年の歴史 浅野恭子	4
近世史料取扱講習会の報告	6
石碑残照 大庭健吉	8
江戸時代の河内の料理 大西 愛	10

ている職員の一入ひとり、公文書の価値や有用性について十分な自覚と理解を持ち、その作成の際はもちろんのこと、その保存、整理そして移管を、組織的にかつ絶えずやっていきたいものです。

私達、公文書管理の責任を負う者は、公文書館に送られて来る資料について、何時、どこで、誰が、どのような形態で、どれだけの数量のものを、どのような内容で作成したかを調べ直し簿冊ごとあるいは一件ごとにカードや目録作成に努めています。

また公文書館を利用する府民の皆さんは、公文書が府民全体の貴重な歴史的財産であることを理解していただくとともに、当館を気軽に利用して下さって、卒直なご希望やご意見をどしどし寄せて下さい。

私達は、現存する公文書が、これから一〇〇年後、二〇〇年後の後代の人達にも同じく利用してもらえよう現代の科学を利用し、大切に保存することを使命としておりますし、これこそ府民全体の課題と考えております。（かたおか しげじろう 大阪府公文書館顧問）

公文書館の願い

岡田大治

「文字は文化である。」

古今を通じて、私どもに大きな恩恵をもたらした文字は、漢字であれ、仮名であれ、また数字であれ、その形態は別として、一つの文章にまとめられ、言葉に集められて、現在に生きています。

これらの文字によって構成され、当時のできごとをそのまま記述し、作成された文書や資料・記録なども、いいかえれば、貴重な文化遺産といえましょう。

先人、先輩達が、あらゆる分野において、行政文書（資料）として、また生活記録として、毎日心血を注いで書き記した文書類は、現在、各地で数多く残されていますが、貴重な財産だけに、その保存のあり方が大きな課題となっています。

昨今、文書類の歴史的文化的な価値が見直しされ、その保存活動も大きなうねりとなっており、全国的に高まっています。

公文書館、文書館、資料館とタイプは異なるものの、すでに関東地方を中心として、全国各地に公的文化施設として設置されていますが、同じ文化施設であり、文化のパロメーターであるのに、図書館や博物館に比較すれば、立ち遅れているのが現状です。

しかも図書館や博物館は、社会教育機関として認められ、かつ特別法も制定されていますが、公文書館には、これまで法的な位置づけもなく残念でしたが、今回待望久しい公文書館法が制定されたことは、私どもにとりて何よりの力強い支えであり、まことに喜ばしいことです。

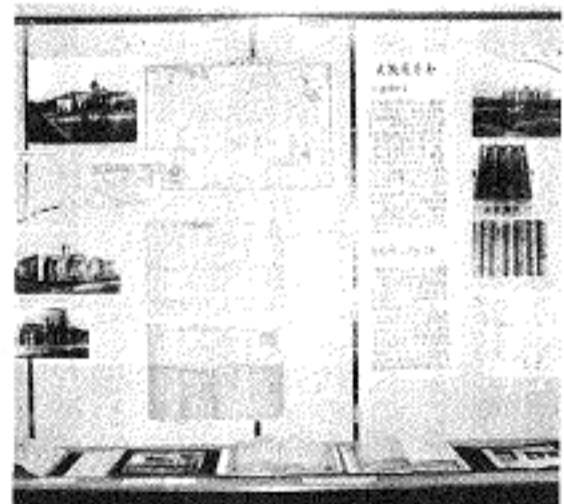
今後、この法律の施行を契機として、全国各地で公文書館の設置が促進され、相互に連携を保ちながら資料等の有効利用を図りたいものと期待しています。

私は、一昨年夏、北欧各国を訪問する機会に恵まれ、多くの文化施設を視察しました。

デンマークの国立歴史博物館では、十七世紀初期の古城を利用して、美術工芸品、内部調度品、文献など、当時の面影を残して、保存・展示されています。

また、スウェーデンのストックホルム市庁舎でも、すぐれた今世紀の建築美とともに、議会会議場、ノーベル賞祝賀会場等を一般公開しており、公式記録なども同じ装丁で製本し、大きな書架に並べて利用に供してあります。

このほか、文化施設として印象深いのは、いずれも特定のテーマを持ち、存立意義のあるもので、デンマーク最大の王立図書館、スウェーデンのスカンセン野外博物館（いわば日本の明治村）、ノルウェーのフログネル彫



本館展示室

刻公園、バイキング船博物館などです。

これらの文化施設は、いずれも長い歴史や伝統に培われて、豊かな詩情をたたえ、すぐれた価値を有して、今もなおそのまま残されています。

また、新しい建物と調和しながら、街並みを形成し、都市景観の中で立派に生かされながら、後世に継承されていることに深い感銘を受けました。

私どもは、先進諸国の考え方に留意し、他方国内の先例施設を参考にして、貴重な文化遺産である公文書・資料の収集、保存を行い、歴史的文化的な雰囲気の漂った（公）文書館を創り出し、育てていきたいものと念願しております。

皆さんのご理解とご協力を切望します。

（おかだ たいじ 大阪府公文書館長）

公文書館法制定される

昨年（昭和六十二年）十一月の臨時国会で、「公文書館法」が成立しました。この法律は議員立法の形で国会に提案されたもので、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会の顧問でもある岩上参議院議員を中心として法制化が進められてきたものです。

この法律の趣旨を参議院内閣委員会における岩上議員の趣旨説明から、その一部を引用して紹介します。

「国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等を保存し、利用に供すべきこと、そして、そのための施設である公文書館に關し必要な事項を法律で規定することによって（中略）公文書館の整備を積極的に推進していく必要がある」という考えに立っています。ただし「既存の施設について、新たに、公文書館として位置付けし直すことを義務付けるものではない」としています。

日本ではまだ、公文書館で行うべき収集、整理、保存等の実務体系や、その裏づけとなる学問体系が確立していないことが、この法律の背景にあり、それら体系の確立や専門職員の資格制度化など、今後の進展が期待されます。

公文書館法（昭和六十二年十二月十五日公布）

（目的）

第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいう。

（責務）

第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有する。

（公文書館）

第四条 公文書館は、歴史資料として重要な文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに關連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。

（資金の融通等）

第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。

（技術上の指導等）

第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に關し、技術上の指導又は助言を行うことができる。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（専門職員についての特例）

2 当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。

（総理府設置法の一部改正）

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百一十七号）の一部を次のように改正する。

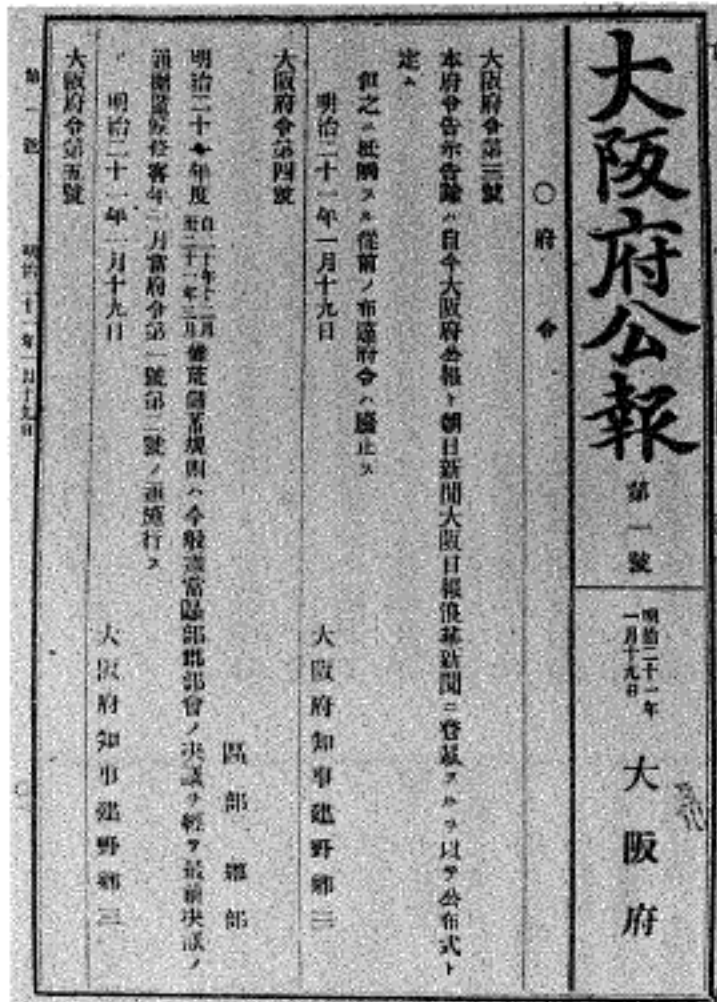
第四条第七号の次に次の一号を加える。
七の二 公文書館法（昭和六十二年法律第一百五号）の施行に關すること。

『大阪府公報』百年の歴史

浅野 恭子

『大阪府公報』というのは、大阪府が週三回発行している機関紙で、おもに条例、規則の制定改廃や、告示を掲載しています。この『公報』の第一号が発行されたのは、明治二十一年（一八八八）一月十九日のことです。今年（一九八八）一月に百周年を迎えることになりました。

第一号には、左の写真を見るとおり「大阪府令第三号 本府令、告示、告諭ハ自今、大阪府公報（中略）ニ登載スルヲ以テ公布式ト



『大阪府公報』第1号 明治21年1月19日発行

定ム」と冒頭にあります。この第三号府令によつて、はじめて『公報』が府令や告示の公布手続の機関紙として位置づけられました。現在の公報の主な登載項目は、表1のとおりですが、第一号にある「府令」は現在の条例・規則にあたります。これは大阪府が住民に知らせるべき事項という点で、第一号発行の当時から変わっていないことがわかります。

1 大阪府布達から官報・公報へ

「府布達」があります。これは、府令・告示等が出されるたびに印刷され、それぞれの村の戸長役場へ送付されました。それを各戸でサインして回覧したり、役場前に張り出したりしました。回覧されたときに控えとして筆写して保存した家もあつたようです。そして、戸長や民間の家で、

年月順に綴り、「大阪府布達」（あるいは布令・布告）として保存したものが現在も残っています。

しかし、この布達の中には、必ずしも府令・告示だけでなく、国からの指令も多く入っています。それは、中央から来た指令をさらに府域内へ伝達するため、大阪府で印刷して府民に配布したからです。のち明治十六年には、官報が創刊され、国の法令を公布することになったのです。

表1 現在の大阪府公報の主な登載項目

項目	内 容
条例	府議会の議決を経て定める自主立法
規則	知事はその権限に属する事務に関して定めるもの
告示	法令に基づいて公示するもの
公告	法令に基づかない一定事実を公表するもの
訓令	行政機関内部の命令

このころから、各自治体も公報を発行していくようになり、愛知県では明治二十年、大阪府と千葉県では同二十一年、兵庫県は同二十三年にそれぞれスタートしています。その背景には、明治二十二年四月に施行された市制町村制にみられる自治制度の整備も見のがせません。公報はこのように、府の意思決定を府民に知らせる手段として重要なものであり、少しずつ形を変えながらも休むことなく発行されました。

2 「告諭」にみる戦前の府民のくらし

公報第一号の中に「告諭」という形式が見られます。これは明治から昭和初期まであり



集成学校(北野高校の前身)に改称されたときの大阪府布達

ましたが、戦後はこれに当たるものは掲載していません。告諭は知事自らが府民に対して「……スベシ」と告げ諭して注意を呼びかける形をとっているものです。この告諭は社会の動きをよく表わしているものが多いのでいくつかを紹介します。

まず、明治三十四年四月十九日には、「金融界ノ状勢変調ヲ呈シタルモ、銀行預金者ハ浮説流言ニ惑ハサレサル様心掛方」の告諭が出されます。同年四月十六日に支払停止をした大阪の銀行があり、これを契機に各地に波及した事件がおこりました。府下の銀行には、あわてて取付けに行く人がどっと押しよせましたが、銀行はそれに応じることができず、預金者自身も困る状況になっていたためこの告諭が出されたものです。

つぎに、大正七年の米騒動の時には、大阪では警官や軍隊まで出動するほどでした。同年八月十四日の公報号外では「米価高騰に関する件」と題する生豆論が出ます。その中では、

政府は国庫より一千万円を支出し、貯蔵米を買収して地方に分配していること、大阪府は大阪市と協力して外国米の配給をうけて廉価で販売するなどの対処をしていること、したがって、「徒ラニ不安ノ念ニ動力」されないようにと呼びかけています。暴動がこれ以上起こらないように必死で対処する様子が手にとるようになります。

昭和九年九月二十一日、瞬間風速六〇メートルという大型の室戸台風が大阪を襲いました。府民一、六三九人の生命が奪われ、八九万四、〇二三人が被災しました。その翌日、早くも公報号外で「近畿地方風水害に関する件」の告諭が出ています。府民の被る生命・財産の損害ははかりしれないとして、応急救護と善後措置を府当局が関係官衙と協力し、鋭意努力していること、府民各位は、この非常異変に冷静な態度で臨機の処置をとることを望むとしています。

このように告諭の形式は、当時の府政の対処の仕方がわかって興味深いものがあります。

3 地域の歴史を教える公報

昭和六十二年十月一日、南河内郡狭山町が大阪狭山市に生まれ変わりました。いまこの狭山市を例にとって、市町村の変遷が公報の

表2 大阪狭山市の変遷

公報登載	記述の内容
—	市制町村制公布(明22.4.1施行)
明22.2	大阪、堺に市制、その他の町村に町村制を4月1日から施行する(府令第16号)
明22.2	町村の区域名を明示する(府令第17号) [狭山村 誕生]
明6.5	狭山村と三都村合併して狭山村となる
明26.3	南河内郡狭山町となる(4.1から町制を施行)
明62.3	狭山町が市となる(10.1から市制を施行)
明62.3	大阪狭山市に名称変更(下記公告参照)

大阪府公告第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第3条第3項の規定により、南河内郡狭山町が市となる日から狭山市の名称を大阪狭山市(おおさかさやまし)に変更することを許可した。

昭和62年3月25日

大阪府知事 岸 昌

中にどのように記されているかを見ると表2のようになります。

狭山市域は明治二十一年に公布された市制町村制により、それまでの東野村他二カ村が狭山村に、岩室村他六カ村が三都村になり、これが制度の認定する村となりました。その後この両村は狭山町となり、さらに大阪狭山市となる様子が公報によって知ることができ

ます。このように近代・現代の町や字の区域の新設・変更についても、公報に登載されます。したがって、地域の正確な歴史を知るときには、ぜひぶん参考になります。

4 府行政の動きと府民に役立つ情報
いま、大阪府域における大きな事業のひとつ

表3 関西国際空港建設のあゆみ

公報登載	記述の内容
昭59.3	大阪府企業局設置条例を改正する(59年2月議会)
昭59.9	関西国際空港株式会社への初年度出資金増額の補正予算案を議決する(59年8月議会)
昭61.6	関西国際空港建設事業に係る環境影響評価書が提出される(61年6月)
昭61.7	公有水面埋立免許が出願される(61年7月)
昭62.2	公有水面埋立の埋立免許が成立する(62年1月)

つは、関西国際空港の建設です。面積約五〇〇ヘクタール、わが国初の二四時間運航可能な国際空港です。泉州沖五キロメートルの海上を埋め立てて建設されますので、公有水面埋立の免許が必須となります。計画の詳細は、公報に載せられます。さらに府は、新空港に関連する地域整備をすすめるために企業局設置条例を改正しました。

表3は、新空港建設に則した事項を拾ってみました。このように大きな事業の法制度にかかわる部分を客観的に知らせる役割を公報が果たしています。

また、府の財政が知りたいときには予算要領の告示や財政のあらまし(号外)が役に立ちますし、調理士、美容師の試験や府職員の採用試験の期日等も知ることができます。都市計画事業の実施については、施行者や事業期間等を掲載することになっています。

さらに、開かれた府政をめざして、昭和六

十一年度から府の各種の審議会の開催に関する記事も加わりました。

5 これからの公報

府民の役に立つ、また地域の歴史を知る、といっても、やはり公報は法令を掲載するものですから親しみを感ずるよう編集するのはむずかしいことです。昭和六年一月九日の公報には、「本府公報は…其の登載事項は府令・府条例・府規則・訓令…等であるから、自然無味乾燥であることはやむを得ない」のであるが「改善を加え…無味乾燥より脱して聊か民衆化することとしたい」とあり、先人も苦心していることがうかがわれます。このときから発行回数が増加や雑報欄を設けるなどの工夫をこらして現在に至っています。

百年を迎えて、さらに新しい工夫を加え、よりいっそう府民の皆さんに親しまれ活用されるように努めたいと考えています。また、百周年を記念して、公報記念パンフレットを発行し、また公文書館では、一月十九日から記念展示を行います。

(あさの やすこ 法制文書課)

なお、大阪府公文書館所蔵の『大阪府公報』は下記のもの欠本になっています。寄贈、寄託など当館の収集にご協力をお願いします。

明治21.	1~12月分
明治23.	10~12月分
明治24.	1~12月分
明治25.	1~12月分
明治31.	1~3月分
明治36.	1~4月分

第三三回近世史料

取扱講習会の報告

昭和六十二年十月五日から九日まで、国立史料館(東京都品川区)の主催により「近世史料取扱講習会」が本館で開催された。この会は、国立史料館が昭和二十七年に設立以来、毎年関東と関西の二会場で開催してきたものである。

主題は、文書館学序論/史学と歴史研究/民俗—近世史料としての民家について—/史料の補修/史料の保存科学/近世史料論(幕藩史料)/同(町方史料)/同(地方史料)/史料の整理・管理であり、文書館学として質の高い講義や実習が行われた。

講師氏名はつきのとおりである。(敬称略)

- 国立史料館教授 安澤 秀一
- 奈良国立文化財研究所 鬼頭 清明
- 東京大学経済学部教授 石井 寛治
- 千葉大学工学部助教授 玉井 哲雄
- 宮内庁書陵部修補師長 古関 豊
- 宮内庁書陵部 横山 謙次
- 東京国立文化財研究所 増田 勝彦
- 修復技術部第二修復技術室長 笠谷和比古
- 国立史料館 大藤 修
- 同 藤村潤一郎



修復の実習：於第1会議室

同 山田 哲好
同 安藤 正人

受講者三五名は、中部以西の各府県市の文書館、史料館、県市史編纂室あるいは図書館や教育委員会において史料を取扱う人が多かった。

講義内容は、コヨリをつくるといった実践的なことから、文書整理体系という大きな問題まで多岐にわたるので、ここでは詳しく述べないが、これからの文書館の課題となるこ

とがらについていくつか報告してみたい。

日本の文書館は、ようやく最近各県に設置されるようになり、現在一五県六市に文書館がある。しかし、まだまだ一般的ではなく、特に、関西地方は数のうえでも規模においても、今後の努力が望まれる。また各館の歴史が浅いため、どのように文書を保存し利用に供していくか、文書のライフ・サイクルの確立をすること、そして長い歴史をもつ諸外国に学ぶことが強調された。

つぎに史料を利用する立場の研究者からはとくに近代以降の研究のためには、史料と統計資料・調査書などの出版物との併用が便利ないように、図書館と文書館が同時に利用できるようなシステムの提案があった。

史料というものは条件がよければ千年以上もつものも、温度湿度が適当でないと十数年で損なわれるという。そのために科学の応用が必要となるが、保存科学については、アーキビスト(文書館専門員)側からこれに携わる人がまだまだ少なく、工学にふりまわされない保存科学をこれから開拓していかなければならない。

破損した史料の修理については、技術的な実習があり、その手ほどきを受けた。しかし修理は、今しなければ失われてしまうという最後の手段としてとる方法である。修理という手段をほどこすことが必要かどうかを判断

することがアーキビストの重要な仕事である。できることなら修理はなるべくしないで、今ある形で保存できないかどうか、また傷まないように利用する方法をまず考えるべきである、整理する立場の人も、修理する立場の人もいのである。

そして、一番重要な史料そのものの取扱いについては、古代・中世・近世・近現代のどの時代でも、あるいは商業史料・村方史料・行政史料いずれであっても、その本質をよく知り、もとの文書群をこわさないで体系づけることがもっとも重要で、これまでこのことが十分認識されてこなかったことが反省されている。

最後に文書の整理・管理についての基本手順の試論が報告された。これは、戦後いち早く史料の収集と保存を手がけてきた国立史料館の実践と経験にもとづいて作成されたもので、おおいに参考にできるものと考えられる。

日程がすすむにつれて、受講者がお互いの館の情報を交換する風景もみられた。また、ハードなスケジュールにもかかわらず熱心に質問や意見がたたかわされることもあって、この会の役割の大きさを感じた一週間であった。

(文責 大西 愛 大阪府公文書館)

石碑 残照

保存資料・大阪府下の石碑台帳から

大庭 健吉

大阪府公文書館には石碑・形像碑に関する台帳が次のとおり残されている。

「建碑参照録」明治三十九年起 一冊

「形像及碑表台帳」大正元年起 二五冊

「形像碑表参照録」昭和四年起 一冊

これらの台帳は大阪府下の各警察本分署長あるいは保安課が作成した石碑建設許可台帳とすでに建立されている碑の調査台帳である。許可年月日、願出者、碑の概要、碑文案等が記され、中には碑の形のデッサンを添えたものもある。

この史料の内容を一部紹介してみよう。



建碑台帳の諸綴 本館所蔵

1 石碑建立の時代的特徴

明治時代は忠魂碑、なかでも、日清・日露戦役記念碑の多いのがまず目立っている。明治末期に至ると町には「竹本義太夫之碑」が建てられた。この傾向は大正ロマンチズムに引き継がれ、「義太夫節・三絃始祖・竹澤権右衛門之碑」が四天王寺境内に、また天王寺下町大蓮寺境内に「豊竹呂昇之碑」が建てられた。一方村には中河内郡東六郷村大字今米の生田郁男の申し出により、栗原神社境内に「中甚兵衛翁記念碑」が建立された。石碑台帳には「中甚兵衛元禄頃大和川付替ニ盡カシ治水上天ニ功勞アリシモノニシテ 大正三年特別大演習ノ際 從五位ヲ贈ラレタル功勞ヲ記ス」とあり、出願年月日と出願者住所氏名とが書かれている。

四條畷神社境外には「淀川治水記功碑」や「毛馬橋架設記念碑」が建立された。

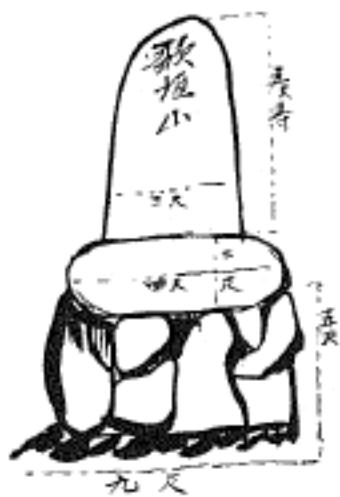
昭和初期には「寝屋川改修記念碑」が阿遅速雄神社境外に「楠根川沿岸耕地整理記念碑」が、また「吉田耕地整理竣工記念碑」等が建立された。

長柄の人柱で有名な巖氏の碑や、庭窪村大

字藤田に「義人弥治右衛門之碑」が建立された。しかし、この時代の台帳の記録に量的に多いのは「忠魂碑」や「二宮金次郎幼時勉学之像」の建立である。この像は大阪府域のみならず、全国的に建てられたのは、まだ記憶に残るものである。それは「薪刈り縄ない、草鞋を作り」のあの歌と共に広まったものと云っても過言ではない。堺市立第一幼稚園には「桃太郎之像」が建ち、文部省唱歌「桃太郎」が唱われたが、この歌詞の内容が好戦的にとられるおそれがあるというので、今日は教科書からはぶかれている。皇国史観に貫かれた時代の産物であろうか。

2 石碑建立の地域的特徴

北摂即ち三島、豊能の地域では、道路の改修工事碑及びその頌徳碑、貯水池に関する建碑があり、厳寒の天候を利用しての寒天作りの碑さえある。これも今は全く無くなった河内の綿作や、今なお盛んな和泉の玉ねぎ栽培改良の碑と共に、農村を飾る建碑の一つである。



豊能町にある歌垣山碑のスケッチ「昭和4年形像碑表参照録」より

河内は文字通り古来より水との戦の地であった。宝永元年（一七〇四）の大和川の付替工事が終るまでは、大和盆地の水と、南河内から北上してくる水になやまされ続けた。永い運動の末、大和川の付替工事が済んだので、その付替工事の提唱者、前述の中甚兵衛翁碑や、淀川、寝屋川、恩智川等の諸川の改修記念碑が建てられた。また、大和川付替工事以降、河内地方は多くの新田開発、耕地整理、区画整理に功労のあった頌徳碑の建立が人の目をひく。また、茨田樋跡、佐太樋跡、五箇樋跡等の樋の口跡に関する碑も建立された。これに反し、和泉地方の農業は旱魃や旱害の被害が多く、雨乞いの祈雨の碑まであり、保水のための池の改修工事碑、水利問題解決記念碑を建てるありさまである。



大久保公借松の碑 現在浜寺公園内に残っている

今までの撰河泉のわけ方とは異なるが、川とは反対に山方では、観音寺境内の大峰山登山記念碑や、耐寒訓練のときの茨木中学校の妙見山登山記念碑のあるのも興味をひく。

浦方では泉南の尾崎に松井水産翁の「養鱗殖介」の碑が建っている。

3 いろいろなる石碑

華道の師匠が建てたといわれる「花供養の塔」蜜蜂採集業者が建てたといわれる「蜜蜂之碑」などはほえましいものもいくつかある。

美しい話題を提供するものとしては高師の浜の大久保公借松の碑文について詳しい記録があるので紹介しよう。

明治五年（一八七二）士族授産のために高師の浜の松の木二、六三九本の中、一、七九一本を切った。わずかに八四八本を残してあるのを、明治六年（一八七三）七月たまたま内務卿大久保利通がこの地方を訪れ、その濫伐の状況を目撃して大いに歎き直ちに懐紙を取り出して

おとにきく 高師の浜の はままつも

世のあだなみは のがれざりけりと歌って、その伐採を停止した。このこととどめておきたいと、明治二十一年（一八八八）十月頃、泉北郡浜寺村大字下、浜寺公園内元居住者、新田助二郎外数名が願ひ出て、右の歌が碑となって残った。今に「大久保公借松の碑」として伝えられている。

ほかに歌碑には、能勢の歌垣山に大江匡房の歌碑があり、また河内の河南町にある弘川寺には、

佛には 桜の花と奉れ

わがのちの世を 人ととふなば

の歌碑一基が記録されている。

句碑もある。巖谷小波記念碑として、男女児群像に取巻かれた浮彫像の下に書かれている。

鬼に打つ つぶてや桃の 大なる

という句碑が助松（現・泉大津市）の遠州園にあり、建碑年月日は昭和十一年（一九三六）三月九日と記入されている。

芸術家の業績をたたえるものとしては画聖巨勢金岡の碑がある。特に変わったものとしては、泉北郡北池田村の緊禪会々長赤松美登が願ひ出た碑の形像である。それは鉄筋コンクリート造り、等身大で、右手に鎌を握り、左手を前方ななめ上に掲げ、緊禪したる青年の立像で、記載文字は「堅忍持久」大阪府知事半井清閣下書とある。像の製作者は岩田千虎である。帝展無鑑査で闘牛の像を作らせたら天下に並ぶ者のないといわれた人である。これと同じ像が仁徳御陵近くの旧大阪府立農学校の校舎正面玄関（のちの大阪府立大学農学部で、現在は大阪女子大学のテニスコートとなっている）近くにあった。岩田は同校の獣医学の教官であった。しかし、同校舎の取毀しの折にどこへ行ったかわからないままになっ

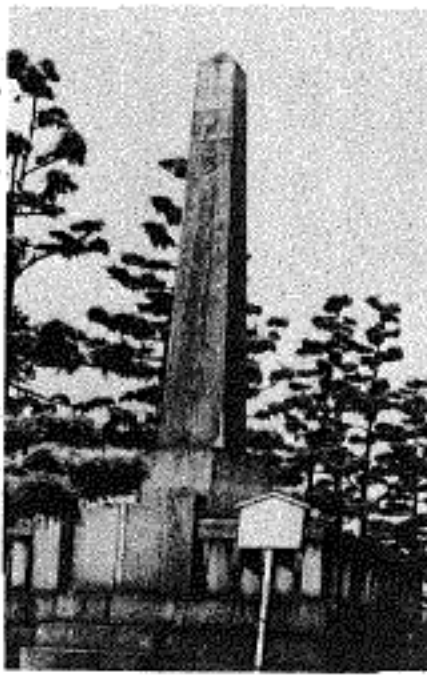
てしまった。惜しむべきことである。

学術的なものとしては、大阪大学医学部玄
関横に設^{エル}越^{メル}爾^ス茂^ス斯^ス先生記念碑がある。エル
メレンスは阪大医学部前身の大坂医学校にボー
ドインの後任として明治三年に赴任した蘭医
である。碑の建設は明治十四年である。

頌徳碑等の碑文も漢文で書いてあることが
多く、理解しにくいことになりつつある。

非常に概括的であるが紙面に限りがあるの
で以上をもって終らざるをえない。このよう
に概観してみると、石碑ひとつを取り上げて
みても、その建立は時代的な思想に支えられ
ていることがわかり、また、地域の人々の息
づかいが読みとれる。これらの記録の中のど
れだけが現在まで生き残っているかは心もと
ない。府域は新空港、学研都市の建設など、
土地開発がいたるところで行われているが、
このような石碑の保存も重要なことである。

エルメレンス碑（大阪大学医学部玄関前）



（おおば けんきち 大阪府公文書館）

鯛の焼物に赤貝・氷豆腐に青海苔をいれ
た汁物、木の芽しんじょ・いわ茸・うどの
煮物、香のものは奈良づけに、花しほ。こ
れは、安政六年（一八五九）二月に河内今
米村に到着した代官に供された献立です。
このとき老中間部下総守の大阪・奈良方
面巡見があり、そのため直領の代官が道中
近辺に宿泊して、警備にあたったのです。

右にあげたのは御飯の献立のようで、そ
のあとに御酒の献立がずらっと並びます。

硯ふたといわれる器には、かまぼ
こ・でんぶ・あつやき・こう茸・
柚べし、鉢には、中鯛のひらき塩
やき、ちぬ鯛の造りにうど、岩茸
の生姜酢、さらに竹の子と生貝の
木の芽あえやじゅんさいの砂糖か
けという珍しい料理もあります。
吸ものは鯛の切身にみょうがのざ
くざくをみそ仕立てに、そして大はまぐり
のうしお汁に胡椒の粉をふり込んだものな
ど、最上のご馳走が並んでいます。

もちろん村の人々は、こんなご馳走はた
べられなかったでしょう。土地の人たちの
料理はどんなものだったのでしょうか。平生
のものは記録にとっていないので、法事の
料理をみましょう。

慶応三年（一八六七）三月、故人五十回
忌の料理は、盛分・いり酒・汁・香物・坪・

江戸時代の 河内の料理

—川中家文書から—



愛 大西

平・茶わん・台引・鉢・吸物・冷物といっ
た客料理の中でも上等なものであったよう
です。この文書を保存されてこられた川中
家では、「戦前までは、お祝い事・法事以
外にも来客の時は、硯ふた・お坪・お平な
どといって、料理を出しました。お平は今
も正月一日の昼食に必ず作ります。」との
ことです。

ところで、この法事の日は、盛分が羊羹・
みょうが白髪・いわ茸・木瓜・山吹の二重

切重、わさびのいり酒、百合根と
順才にからし入りの汁、奈良漬・
大根・花しほ、坪は玉子ゆば・唐
いも・木くらげにうす葛を引いた
もの、平は御所麩・竹の子・椎茸・
豊後梅・葉つき露の煮物、茶わん
は松竹梅の餅、台引は源氏巻（菓
子か）・はじかみ生姜・昆布、鉢
はさや豆と麩のみりん煮、それに松露と芽
しその吸物等々、まだまだたっつきます。

材料の順才、露、茗荷などは地元のもの
と思われれます。また、椎茸、こう茸、松露
木くらげなど、茸類の料理が多いのが目立
ちます。いわ茸は茸ではなく苔の一種で、
たびたび利用されていますが、今ではあま
り知られていません。花しほというのはよ
くわかりません。時代とともに消えていっ
た材料や料理も多かったことでしょう。

公文書館 譜

□行事できごと (年月日)

8・13	7・24	3・20	3・17	3・28	1・10	62・1・13	61・12・24
第二回公文書館運営懇談会を開催	関西大学文学部博物館学課程の実習	収蔵資料のくん蒸	土曜日の全日開館を試行実施	集	片内歴史的文書資料類の収集		

運営懇談会では、館の運営全般にわたり助言、指導をいただいておりますが、今回は主に次のことについてご意見をいただきました。

- ・府史関係資料の統合及び資料集の発刊
- ・議会議事録や行政委員会の資料の収集整備
- ・府域の行政文書の収集
- ・調査研究活動の充実

□主な来館者

9・1	10・5	17・9	17・12	16・12	27・16	27・12	17・12	17・5	18・18	18・16	22・13	23・20	19・19	18・18	17・17	17・5	17・17	17・5	16・10	16・18	16・10
片岡重治郎氏(前大阪府人事委員長)公文書館顧問に就任	大阪市立大学文学部史学教室の研究會開催	第三十三回近世史料取扱講習會開催(主催:国立史料館)	大阪歴史学会見学会	大阪市立住吉図書館	門真市	東京都公文書館	浦和市	大阪市立中央図書館	兵庫県立図書館	運輸省官房文書課	岩手県	広島市公文書館	京都府立総合資料館	国立史料館	奈良県	尼崎市	岬町	吹田市	香川県	阪南町	

□館の利用者数(61・11・11~62・11・10)

公務員	三六%	会社員・自営業	二四%
学生	一〇%	教員	五%
その他			
二五%			

□資料の寄贈(61・11~62・10/敬称略)

○歴史資料

(年・月) 高林慎一郎 明治期の府職員任

免書類ほか

久保田博之 烟草仕入鑑札ほか

岡部 米子 第一回国勢調査記

念録

大庭 健吉 太政官日誌ほか

○参考図書資料

大野 正義 大坂町奉行與力史料録

62・10

公文書館では、府に関係する歴史的公文書や古文書、郷土資料類も保存します。寄贈・寄託いただける方はご連絡ください。

作業室だより

公文書館には、府が昭和二〇年代後半から撮影してきた、多数の記録写真があります。その中には撮影された場所や年月が記述されていないものも少なくありません。ですから、それらの場所や時期をひとつずつ明らかにしながら登録を行っています。

左の写真は、残されたネガフィルム一枚を「鑑定」し、表題をつける作業を行っているところです。今では面影さえない過去の大阪の街並みが、看板の一字で、その場所が判明することもあります。

大阪の街は繁栄によって大きく変貌してきましたが、ありし日の街の姿はそれぞれの時代に生きてきた人々にとって、かけがえのない思い出となるに違いありません。

公文書館は、そんな「思い出」の保管庫でもあるのです。



写真類の登録作業
(昨年9月)

資料の保存状況 (S.62.10.31現在)

区 分	資料点数
大阪府が作成した公文書	48
明治期	35
大正期	約8,400
昭和期	812
大阪府(議)会全議録(M.12~S.59)	11,616
大阪府の行政刊行物	約28,100
その他の刊行物	1,764
官報(国会会議録等を含む)	221
大阪府公報(明治22年以降)	約6,300
マイクロフィルム・写真類・その他	1,879
川中家文書(江戸期の庄屋文書が主体)	約59,200
合 計	

編集後記

▼最近「自分史」の制作がブームになっています。小説や漫画に仕立てるのだそうです。もちろん主人公は自分ですし、ストーリーも自分の記憶のなかにあります。しかし時代背景の考証はどうするのでしょうか。

▼いつの時代でも個人は社会の構成員として様々なとりきめや生活慣習に従い、その時代の価値感によって生活しています。当然、時代の変遷に伴いそれらも変わってしまいます。

▼私達が文書や資料を残さなければ、後世の人々は「現代」を考証できなくなります。第三号はそんな「残していく歴史」についてのあれこれをお届けしてみました。(Y)



好きやねん大阪

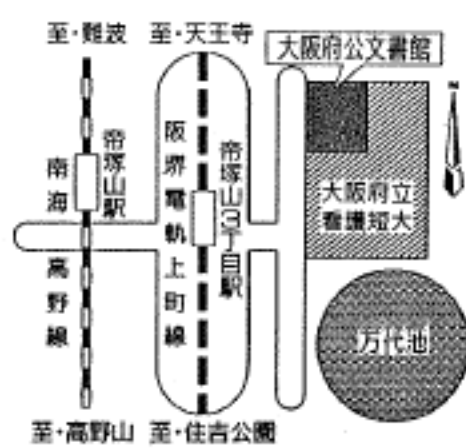
大阪あーかいぶず 第三号

昭和六十三年一月十一日発行
編集発行 大阪府公文書館
大阪府住吉区帝塚山東二丁目一四四
電話 〇六一六七五―五五五―
印刷 大阪府営印刷所

利用案内

■閲覧時間

- ・月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時
- ・土曜日 午前9時30分～午後0時30分
- ・休館日
- ・日曜日、祝日及びその振替休日
- ・年末年始(12月28日～1月4日)
- ・毎月末日(その日が日曜日の場合はその前日)



最寄駅 阪堺電軌上町線帝塚山3丁目 (徒歩3分)
南海高野線帝塚山(徒歩6分)